

## 千葉県住宅用事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、千葉県事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(申請の取下げ)

第2条 要綱第6条の規定により補助金の交付の申請をした者が、要綱第8条第1項の規定による交付の決定の通知を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、別記様式1号の申請取下書を市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。